

桜江町商工会通信

No.141 令和8年6月号

桜江町商工会 TEL 92-1331 FAX 92-1338

Eメール: sakuraesho@iwamicatv.jp

ホームページ: <https://sakuraeshoko-shimane.or.jp/>



桜江町商工会 HP

令和8年度 第66回通常総会

5月19日(火)に桜江総合センター2階研修室にて、令和8年度第66回通常総会を、中村中江津市長をはじめ多くの来賓をお迎えし開催しました。

当日は、令和7年度の事業報告及び収支決算、令和8年度事業計画及び収支予算等が可決承認されたほか、規約の一部改正も行われました。

■尾前会長挨拶

「つなぐ」をテーマに事業を推進

今、私たちは物価高や人手不足など、これまでにない向かい風の中、昨年度は皆様の「稼ぐ力」を応援するため、補助金活用や設備投資などに全力で取り組んできました。特に「江津市ビジネスプランコンテスト 桜江賞」では、5件の応募から最終審査に3件が進み1件が桜江賞を受賞。桜江の未来を切り拓く、新しい挑戦の芽が着実に育っていることを実感しています。

今年度も「つなぐ」をテーマに事業推進を行います。大切に守られてきた事業を次世代へ引き継ぐ「事業承継」をしっかりと支え、そこに若者や移住者の情熱をかけ合わせることで、新しい風が吹く土壌を耕してまいります。ベテランの経験と若手の感性が商工会という場で交ざり合い、地域全体が元気になれる「つながり」の輪を、皆様と一緒に大きく広げていきたいと考えています。

エネルギー対策やデジタル化など、一番身近な相談相手として皆様の歩みに寄り添い、精一杯努めてまいります。江の川の豊かな流れが大海へと繋がるように、皆様の事業が多くの素晴らしいご縁とつながり、確かな未来へと進んでいくことを心より願っております。



新会員紹介

合同会社 ALIVE 代表社員 長谷川拓朗 さん (川戸地区)

～多くの利用者様をサポートして皆に元気で過ごしてほしい～

この度、旧運営会社である㈱志隠から小規模多機能型居宅介護事業所『小田の家 ほのか』を引継いだのは、平成 21 年 9 月から現場を支え続けてきた長谷川さんです。令和 8 年 4 月 1 日に合同会社 ALIVE(小田 100-7)を起業し、運営を開始されました。長谷川さんは、当施設で勤務経験を積み、介護福祉士、介護支援専門員(ケアマネ)などの資格を取得されました。㈱志隠の代表から、長谷川さんの実務能力を高く評価され、満を持しての引継ぎとなりました。利用される方が身体能力維持・向上し、元気を引き出す温かいサービスで、地域福祉に貢献されています！



令和8年度 第 58 回青年部通常総会

4 月 17 日(金)桜江町商工会会議室にて、第 58 回通常総会を開催し、すべての議案が可決承認されました。今年度は、通常の地域振興イベント事業の他に、7 月 11 日(土)に島根県商工会青年部連合会研修大会を当青年部主管で開催する予定です。総会後に懇親会を開催し、来賓・部員と想いを共有しました。



【鯉のぼり寄付のお願い】～江の川の空を彩る鯉のぼりを募集します～

1982 年に始まった「江の川鯉のぼり掲揚事業」は、子どもたちの安全と地域への観光客誘致を目的とした大切な行事です。しかし近年、経年劣化により掲揚できる鯉のぼりが減少しております。

つきましては、ご家庭で使わなくなった鯉のぼりを回収しております。皆様の思い出が詰まった鯉のぼりで、再び江の川を鮮やかに彩りませんか。(問合せ先：桜江町商工会までご連絡をお願いします。)

令和8年度 第 58 回女性部通常総会

5 月 25 日(月)桜江町商工会会議室にて、第 58 回通常総会を開催し、すべての議案が可決承認されました。

物価高騰や世界情勢が厳しい状況の中、誓いの言葉にあるように、女性の特性を生かし地域振興発展のよき協力者であるとともに推進者となるよう誓いました。

そして、総会後には事務局長も交えての懇親会を行い、和気あいあいと楽しい時間を過ごしました。



商工会の日 PR 活動

6月10日(水)午前9時より、「商工会の日」にあわせて、地域貢献活動として桜江総合センターの清掃活動を、商工会役員・青年部・女性部・職員が連携し商工会組織をあげて行いました。玄関周りの草取りや1階駐車場の清掃を行い、皆さんが気持ちよく利用していただけるようになりました。

ご参加いただいた皆さん、ご協力ありがとうございました。



■商工会の日とは

商工会法が施行された1960年(昭和35年)6月10日を記念して“6月10日”を「商工会の日」と定め、商工会活動を広くPRしています。

江津市ビジネスプランコンテスト [桜江賞] エントリー募集

江津市ビジネスプランコンテスト(通称:Go-Con)では、昨年度から大賞(賞金100万円)の他、新たに桜江賞(賞金50万円)が設けられました。

昨年度は最終審査会(プレゼン審査)に進まれた6者のうち、桜江賞の出場者は3者あり、1者は桜江賞を、他2者は別の賞を受賞されました。**桜江賞創設2年目となる今年度も、桜江町に貢献される創業者や第二創業者を広く募集します!**

商工会員の皆様におかれましては、これから創業する方や新たな業態でのビジネスを始めようと計画されている方に対して、当コンテストへの応募をぜひ促していただきますようお願いいたします。



源泉所得税 上期納期特例のお知らせ

源泉所得税の納期特例を適用されている事業所の上期(1月~6月分)の源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限は**令和8年7月10日(金)**です。

商工会にて源泉所得税の事務支援を受けておられる事業者の方には、随時ご連絡を差し上げますので、お早めのご準備をいただきますようお願い申し上げます。

【ご持参いただくもの】

- ・ 令和8年1月~6月分の給与台帳



※源泉所得税納付書について

毎年11月下旬頃に税務署から事業所へ郵送されますが、年末調整の際に必要となりますので、必ず保管していただきますようお願いいたします。

令和 8 年度のオススメ補助金

補助金は新たな取り組みや生産性向上が求められることが多いなか、「令和 7 年度補正 エネルギーコスト削減補助金」は対象業種も拡大し幅広い業種において、**設備更新等**に使える**珍しい補助金**です。補助上限も増額されていますので、ぜひ商工会へお気軽にご相談下さい。

①ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業

対象業種	製造業（食品製造業含む）	
事業目的	エネルギーコスト削減に資する設備導入等により、県内製造業の経営基盤強化を図る	
次回公募期間	未定（※次回公募で予算消化の恐れもございます。お早めにご準備下さい）	
補助額	下限 40 万円～上限 750 万円	
補助率	1/2（小規模事業者※は 2/3）※従業員数 20 名以下の事業者	
対象設備等		
項 目	概 要	具 体 例 / 説 明
ユーティリティ設備	工場の稼働・維持に必要な工業用水、燃料、蒸気、温水等を供給する設備	高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、低炭素工業炉、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モーター、コンプレッサー、高効率空調、業務用空調機、業務用給湯器、照明設備(LEDに限る)
生産設備	生産に必要な設備	工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、ダイカストマシン等
エネルギーマネジメントシステム	施設内の使用電力の見える化や、自動監視・制御システム	EMSソフトウェア(クラウドシステムサービス含む)、エッジコントローラー等ハードウェア、センサ等
断熱塗装(遮熱塗装)	塗装によって室内温度上昇を抑えることを目的とした塗装	工場、事務所、倉庫等の事業用施設に施工するもの(削減効果を客観的に示すことができるものに限る)

②飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業

対象業種	飲食・商業・サービス業・建設業等	建設業者も新たに対象！
事業目的	エネルギーコスト削減に向けた 設備更新 により、県内中小企業の経営基盤強化を図る	
対象設備例	(省電力化) 冷蔵庫、エアコン、LED 照明 (燃費向上) ボイラー、重機、ダンプ、タクシー 等	
公募期間(予定)	第 7 次：7/3 公募開始見込み 7/24 (金) ✕切 第 8 次：8/12 (水) ✕切	
補助額	下限 20 万円～上限 300 万円	
補助率	1/2（コロナ関連融資の利用[借入残高有]の場合 2/3）	

ビジネスダイアリー配布廃止のお知らせ

例年配布しておりました「ビジネスダイアリー」ですが、諸般の事情により、今年度より配布を中止することといたしました。活用をしていただいていた会員の皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

無料 HP や SNS で情報発信し たい事業者を募集します

初期費用 0 円 月額料金 0 円 スマホ対応



こんな方にオススメ！

- ・会社の簡易的なホームページを、専門知識不要で、**無料**で**気軽**にはじめたい。(専門家の支援が受けられます)
- ・**オリジナリティあるホームページ**を作り、自分で更新したい。
- ・インスタなどSNSでの情報発信をイチからサポートしてほしい！

桜江町商工会 ☎92-1331 までお申し込み(又はご相談)下さい

島根県補助事業

事業者の皆様へ

島根県創生
SHIMANE SOUSSEI KISEI



子育て・介護と

両立できる職場づくり
に取り組む企業を応援します

子育て・介護と両立しやすい職場づくり奨励金

10 万円

……… 上限20万円
[1 制度導入]

以下のいずれかの制度を新たに導入し、子育てや介護をしている労働者が制度を一定以上利用した場合に、奨励金を支給します。

支給区分1：時間単位の年次有給休暇制度

支給区分2：育児短時間勤務制度、介護短時間勤務制度、

始業・終業時刻の繰上げ繰下げ制度、フレックスタイム制度

働きやすく、子育てや介護もしやすい職場がうれしいね！

出産後の 職場復帰に

取り組む企業を応援します



誰かが、誰かの、
たからもの。



出産後職場復帰奨励金

労働者数30人未満の事業所

はじめて申請する場合

20 万円/人

2 回目以降

10 万円/人

労働者数30人以上50人未満の事業所

10 万円/人

出産した労働者が、育児休業を3ヵ月以上取得し、その労働者を、職場復帰後3ヵ月以上雇用している場合に、奨励金を支給します。



対象事業者：島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等
（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です）

対象事業所：常時雇用する労働者数50人未満の島根県内の事業所

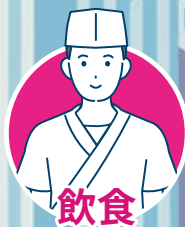
申請期間：対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して6ヵ月以内

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651

島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590





飲食



商業



サービス業



建設業

今回新たに対象となりました

令和7年度補正

新事業展開支援事業

過去(令和4年度～令和7年度)に本補助金を活用した事業者も改めて申請が可能です

対象者

原油価格・物価高騰・人件費上昇等の影響を受けている島根県内に主たる事業所を有する飲食・商業・サービス業・建設業等を現に営む事業者

補助対象事業

- ① 自社にとって新たな取組(新規事業・新商品・新サービスの展開)
- ② 3年以内に①の設備投資による年間売上が当該投資額以上となる取組

補助対象経費

補助対象事業(上記)に必要な設備および関連備品の導入費用、施設の改修費用
(例) 新商品・新サービスの開発または提供に必要な機器設備や店舗改修工事 など

補助率・補助金額	補助率	補助金額
一般枠	1/2以内または2/3以内 ※新型コロナウイルス感染症関連融資の残高がある場合は2/3以内	40万円～400万円 ※下限要件あり
特別枠 ^{※1}	3/4以内	40万円～600万円 ※下限要件あり

※1 一般枠の要件に加え、指定企業(三菱マヒンドラ農機㈱等)との取引が5%以上ある中小企業者等

補助対象期間

交付決定日から令和9年2月1日(月)まで

公募期間

令和8年4月20日(月)

▶▶▶▶ 9月30日(水)

第1回締切

5/29 金

第2回締切

7/31 金

第3回締切

9/30 水

最新の
公募要領を
必ずご確認ください。

※応募状況により変更する場合があります。

問い合わせ・ご相談先

所属または最寄りの支援機関

島根県商工会連合会 経営支援課

☎0852-61-6161

島根県商工会連合会

検索

